

登校許可証（医療機関が記入）

（令和5年5月2日版）

○印	病名	登校停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
2	風疹（三日はしか）	発しんが消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹※	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
6	結核	感染の恐れがなくなるまで
7	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
8	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
9	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
10	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
11	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで
12	その他（ ）	

※第2種感染症の対象ではない。

（提出先）都立花畑学園 校長

部門 部 年 組 児童・生徒 氏名

出席停止期間 令和 月 日から 月 日まで

令和 年 月 日から登校してもよいことを証明します

医療機関名 医師名 印

登校許可証（保護者が記入）

（令和5年5月2日版）

○印を付けてください。	病名	出席停止期間
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好になるまで
2	溶連菌感染症	治療開始後24時間が経過し、全身状態が良好になるまで
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好になるまで
4	感染性胃腸炎	医師の判断がでるまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好になるまで
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好になるまで
7	RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好になるまで
8	季節性インフルエンザ *医師が保護者記入で可と言った場合、保護者が記入。	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
9	新型コロナウイルス感染症 *医師が保護者記入で可と言った場合、保護者が記入。	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで。無症状の感染者は検体を採取した日から5日を経過するまで。*症状の軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

（提出先）都立花畑学園 校長

部門 部 年 組 児童・生徒 氏名

受診した病院名 出席停止期間 月 日から 月 日

以上の内容を医師と確認しました。□（✓をしてください） 保護者名

提出：家庭→養護教諭（保健室）